

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第45号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則

(分担金の額)

第1条 京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項に規定する分担金の額は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、条例第3条第1項に規定する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の額(納入義務者が複数あるときは、その額を納入義務者の数で除して得た額)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる時期 210分の23
- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる時期 35分の2

(分担金の納入期限の延長)

第2条 条例第4条第3項の規定による分担金の納入期限の延長を受けようとする納入義務者は、当該納入期限までに移動通信用鉄塔施設整備事業分担金納入期限延長申請書(別記様式)にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

移動通信用鉄塔施設整備事業分担金納入期限延長申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則第2条の規定により、分担金の納入期限の延長を申請します。	
事業名	
分担金の区分	京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例第4条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 に掲げる時期に納入する分担金 <input type="checkbox"/> 第2号
延長を希望する 分担金の額	円
延長を希望する 期間	
申請の理由	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)